
第3回 障害のある子の将来を考える集い(集い)

令和6年11月2日に「第3回 障害のある子の将来を考える集い」を開催しました。今回は、成年後見制度に関して岸 孝幸先生（司法書士）にご講演をお願いしました。岸先生からご承諾をいただいて以下に紹介させていただきます。

親なきあとの問題を考える ～成年後見制度の観点から

司法書士 岸孝幸

<内容>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 成年後見制度とは2. 成年後見の実例3. 成年後見を活用するポイント4. その他、質疑応答 (Q&A) など |
|--|

1. 成年後見制度について

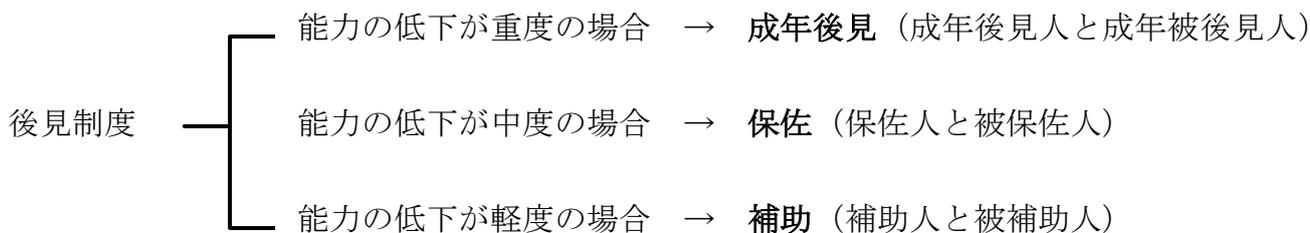
★「後見制度」とは

「後見」とは、「手助けをする」という意味。

→つまり、「後見制度」とは、認知症や知的障害や精神障害などの理由で判断能力が不十分な人を「手助けする制度」のこと。手助けする人のことを後見人と呼ぶ。

★判断能力が不十分といっても、程度は様々。

→後見制度（法定後見）は、大きく3つに分けられる。



※その他、**任意後見**（判断能力が十分である場合に利用）もある。

★成年後見人はどんなことを手助けするのか

→財産面（財産管理）と身上面（身上保護）に関するものがある。

- | |
|---------------------|
| ①通帳や財産を管理する。 |
| ②本人に代わって契約書にサインする。 |
| ③役所や施設での手続きを行う。 |
| ④報告書を作成し、裁判所に報告をする。 |

※成年後見人が、本人の生活に関する全てのことを手助けする訳ではない。

2. 具体的な事例をしてみる

(1) 50代女性・成年後見の実例

→知的障害のため、施設に入所中。本人の姉が身上保護の後見人となり、当職が財産管理の後見人となっている（後見人の権限を分けているパターン）。

住んでいる場所	知的障害者支援施設（作業所も併設）
日常生活	施設職員がサポート
財産管理	成年後見人が通帳を管理し、お金を支払う。

<成年後見人の仕事>

- ①財産管理の後見人が、通帳を管理し、お金を支払う。
- ②財産管理あるいは身上保護の後見人が、本人に代わって、契約書にサイン。
- ③財産管理あるいは身上保護の後見人が、役所や施設での手続き。
- ④財産管理の後見人が、報告書を作成し、裁判所に報告。

(2) 90代女性・成年後見の実例

→認知症のため、施設に入所中。当職が成年後見人となっている。本人は、生活保護を受けている。

住んでいる場所	介護付き有料老人ホーム
日常生活	施設職員がサポート
財産管理	成年後見人が通帳を管理し、お金を支払う。

<成年後見人の仕事>

- ①通帳を管理し、お金を支払う。
- ②本人に代わって、契約書にサイン。
- ③役所や施設での手続き。特に、役所の生活保護担当者とのやり取り。
- ④報告書を作成し、裁判所に報告。

(3) 80代男性・補助の実例

→軽度の認知症があるが、自宅にて一人暮らし。当職が補助人となっている。月に1回、当

職が自宅を訪問し、本人の健康状態等を確認し、生活費を渡す。

住んでいる場所	自宅で一人暮らし
日常生活	ヘルパーやケアマネージャーがサポート
財産管理	補助人が通帳を管理するが、お金は本人が支払う。

<補助人の仕事>

- ①通帳や重要書類（権利証や株や生命保険）を管理。本人の自宅に生活費を届ける。
- ②本人に代わって、契約書にサイン。
- ③役所や施設での手続き。
- ④報告書を作成し、裁判所に報告。

3. 成年後見を活用するポイント（気を付けるべき点）

★後見人を付けるべきかどうかの判断基準

- 「お金（通帳）の管理を自分で」できるかが、1つの目安。
→できるのであれば、後見人を付けなくても良い。
→できなければ、後見人を付けた方が良い。

★成年後見制度のデメリットを考える（後見人を誰にするか）。

- ※後見制度を利用するということは、裁判所の関与を受けるということ。
→子のためにすることでも、裁判所の許可が必要になってくる。

<後見人を家族にする場合>

- ①年一回、資料を付けて、書面で裁判所に報告しなければならない
- ②何をするにも、基本的には、書面で裁判所に相談しなければならない。

<後見人を専門家に頼む場合>

- ①お金がかかってしまう（おおよそ月2万円から）

★後見人が付くまで、裁判所への申立てから、早くても 3か月、場合によっては 半年程度 かかってしまうこともある。

<手続きの流れ>

(1)裁判所への申立て	申立書や戸籍等の書類を準備し、管轄の家庭裁判所に提出する。
↓	
(2)裁判所の調査	裁判所が提出された書類の内容を確認し、申立人や本人（障害を持つ子）と面会を行う。場合によっては、医師の鑑定が必要になることもある。

↓

(3)裁判所の審判	裁判所から審判書が送達される。2週間が経過すると、審判が確定し、成年後見の開始。
-----------	--

4. その他

★『ご存じですか？成年後見制度』P15の「親なき後問題」に対する回答（私見）。

- | |
|--|
| ①施設に入所するのであれば、年金収入で十分。
②多額の遺産を残さなくても大丈夫（いくら残すかよりも、どう管理するかの方が重要）。
③自分でお金の管理ができなければ、成年後見制度を利用する。
④入所の契約は、家族（場合によっては成年後見人）が行う。
⑤その他の手続きも、成年後見人が行える。 |
|--|

★「親なきあとの問題」は、大きく3つの問題に分けられる。

	(1)お金の管理	(2)住む場所	(3)日常生活
現在	親	自宅（親と一緒に）	親が世話
	↓	↓	↓
将来	どうする？	どうする？	どうする？
	後見人が対応	後見人は間接的に関わる	後見人は間接的に関わる

※「間接的に関わる」とは、本人に代わって、手続きを行ったり、契約書にサインをすること等。